

◆障害福祉サービスと介護保険サービスとの適用関係について

障害福祉サービスと介護保険サービスの双方が利用できる場合、原則として介護保険サービスが優先されます。

年齢	特定疾病該当なし	特定疾病該当者	生活保護受給者
0～39 歳	障害福祉サービス（介護保険サービスの適用外）		
40～64 歳	障害福祉サービス	介護保険サービス	障害福祉サービス
65 歳～	介護保険サービス		

※40～64 歳の生活保護受給者は、特定疾病の有無にかかわらず障害福祉サービスの適用が優先されます

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について

（平成 25 年 3 月 29 日障企発 0329 第 5 号厚生労働省障害保健福祉部企画課長通知、障障発 0329 第 9 号厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課長通知） ※一部抜粋

（2）介護給付費等と介護保険制度との適用関係

①優先される介護保険サービス

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付とされている（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 2 条）。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。

②介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。

なお、その際には、従前のサービスに加え、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについても、その実施の有無、当該障害者の利用の可否等について確認するよう留意する必要がある。

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。